

機械式駐車装置 安全作業標準

大芝産業株式会社

機械式駐車装置 安全作業標準

機械式駐車装置の保守点検、故障修理(緊急対応)、修理工事等の作業を、安全かつ能率的に行う為の標準として定めたものである。

第1章 総則

- 第1条 機械式駐車装置に関する作業は、その方法を誤れば一命にかかわる危険が含まれることを自覚し、作業環境を整え、冷静にして沈着な態度で行わなければならない。
- 第2条 拠点毎に責任者を選任し、緊急事態が発生した時は、直ちに責任者が出動すること。
- 第3条 作業中は必ず作業服・ヘルメットを着用し、作業によっては安全靴・マスクその他の防護具を使用しなければならない。また、高所作業にあたっては、状況により安全帯を装着すること。
- 第4条
1. 作業開始にあたっては、作業内容、作業手順、工程等十分に打合せること。また、作業の危険について確認し、危険防止の措置を講じた後に着手すること。
 2. 他業者と同時に作業する場合は、作業前の各作業内容・工程の相互確認及び 作業中の連絡調整を密にし、常に相手方の動静把握につとめること。
 3. 作業中には、作業内容に応じ標示(看板)を所定の場所に掲示すること。特に開口部がある場合は、その周りに侵入防止措置(標示やカラーコーン、ロープ等)を講ずるなど作業の安全を確保すること。
 4. 作業に変更が出る場合は、あらかじめ協議し、勝手に変更をしないこと。また、関係者に速やかに連絡すること。
 5. 工具・器具及び安全保護具は定期的に検査し、使用前後に異常がないか入念に点検すること。また工具類は適正なものを使用し、原則として他業者のものを借りて使用しないこと。
- 第5条 作業場所は常に整理・整頓に努めること。
- 第6条 常に健康状態に留意し、体調に異常がある時には申し出て休息をとること。
- 第7条 作業中は相互に注意し合い、相手の不安全な行動に気づいた時は、すぐに注意すること。
- 第8条 作業中はいかなる場合であっても、必ず作業責任者の指示に従い、独自の判断または第三者の指示・言動によって行動しないこと。
- 第9条
1. 指示や連絡合図は、照明・騒音・見通し等を十分に考慮し、確実に伝達すること。
 2. 相手の位置が確認できない場合、確実に相手と連絡をとってから作業にあたること。
- 第10条
1. 作業をする時は、すべての安全措置を確認してから着手し、安全装置は十分に活用

すること。

2. 作業中、人や設備に異常を発見した場合は、直ちに作業を中止するなどの応急処置をとり、責任者及び関係者へ連絡すること。

第11条 機械装置シャッターを開けたり、ピットを開けたまま作業をする場合は、侵入防止措置(標示やカラーコーン、ロープ等)を講ずるなど第三者への危険防止をすること。

第12条 立駐機を離れる時、第三者の立入り(自動運転をさせないため)を防止するため立駐機周りに侵入防止措置を講ずること。

- 第13条
1. 高さが2m以上の箇所で作業する場合は、安全帯を使用しなければならない。
 2. 安全帯の使用にあたっては、安全帯及びその取り付け設備等を十分点検しなければならない。

第14条 高さ、もしくは深さが1.5mをこえる箇所を昇降する場合は、梯子・タラップ等を使用しなければならない。

第15条 作業にあたっては、足元ならびに体の重心を安定させ、滑るようなことがないように十分注意すること。

第16条 工具・部品等の手荷物を持って梯子・タラップ等を昇降しないこと。

第17条 高所作業の場合は、工具・部品等を落さないよう十分注意するほか、落下物による危険防止措置(防護ネット)を講ずること。

第18条 作業にあたっては、作業場に設置されている照明装置を十分に活用し、照明のない場所は、移動灯により作業場を明るくして作業すること。

第19条 電源スイッチ(制御盤内等)は、必ず作業責任者が合図し、確認した後、投入または遮断すること。

第20条 すべての運転操作は、作業責任者によって指名された者が行うこと。

第21条 作業中に電源・スイッチ等を投入・遮断する時、または運転及び作動停止の指示を受けた時は、必ず合図を復唱した上で操作を行うこと。

第22条 作業完了後試運転を開始する際には、作業前と変わったところはないか(取り外した部品の取り付けもれや不正取り付け、工具の置き忘れ等)入念な点検を行い、操作電源キースイッチでスタートさせる。その際、非常停止ボタンに指を押し付け、何時でも作動停止できる体勢にしておくこと。

第23条 基本的には火気使用厳禁であるが、やむを得ず火気を使用するか、ガソリン・シンナー等の引火危険物を使用する場合は、必ず防火責任者または火元責任者の指示を受け、火災予防措置(消火器や砂等)を講じ、作業後は後始末を完全に行い、責任者へ報告すること

第24条 入場から退場までの間、指定された場所以外での喫煙はしないこと。

第25条 活線作業は原則として行わないこと。但し、やむを得ず作業を行う場合は、絶縁用保護具等を必ず使用しなければならない。

第26条 作業敷地内の秩序、規律を乱す行為をしないこと。

第27条 作業中、事故または災害が発生した時は、速やかに関係先に連絡を入れること(救急車、管理員、社内緊急連絡先、その他あらかじめ定められた関係先)、その際、人命を優先させること。

第2章 保守作業

第28条 保守点検作業前には、「定期点検中」の標示(看板)を所定の見やすい場所に掲示すること。また、弊社もしくは管理会社指定の腕章、ワッペン等を着用すること。

第29条 作業中の運転者は運転の教育を受けたものとする。

第30条 作業場所へ第三者等の侵入の危険があると思われるところは、周りへの注意喚起をする為、危険を表示すること。

第31条 作業する通路に物を置かないこと。また、危険な場所(機械装置の下や高所作業場)での作業をする場合は、必ず事前に安全地帯を確保しておくこと。

第32条 消化栓、消火器、制御盤、操作盤の前には物を置かないこと。

第33条 並列に設置してある場所は、必要に応じて隣接する立駐機の停止措置を行うこと。

第34条 制御盤、操作盤、落下防止装置、モーター等のカバーを開いて作業する場合は頭部等の激突、はさまれに注意すること。

第35条 パレットを手動で動かす場合は、装置内に人が入っていないこと、障害物等がないことを確認し、慎重に動かすこと。

第36条 パレットの上に乗った状態で運転する場合は、運転操作者は合図・復唱(注)を確認した上で運転すること。但し、片手は非常停止ボタン(スイッチ)をいつでも作動停止できる体勢でいること。尚、パレット上に乗っている者は、頭上の建造物及び立駐機の装置機器・ボックス・配管等に衝突しないように注意するとともに、パレット上のパレット外の諸装置に手足や作業服を挟まれたり引っ掛けたりしない安全な場所に位置し、安定した体勢でいること。

(注)発声による合図の場合

(1)合図は、指示・復唱(被指示者)・復唱確認(指示者)の順に行うこと。その間隔は約3秒とする。

(2)それぞれ自己の位置の安全を確認した上、声量を十分に出し、聞き違いのないよう必ず合図をし、復唱を確認して作業を開始すること。

(3)停止する場合は「ストップ」の発声をするるとともに瞬時に作動停止をすること。

第37条 躯体を登って上のパレットへ移ったり、他のブラケットをよじ登ったり降りたりする等危険な行動は絶対に行わないこと。

- 第38条 ピット内の作業は、必ず第三者による運転操作が出来ないように措置を講じた後に行うこと。
- 第39条 機械装置作動範囲内での作業時は、運転は絶対してはならない。やむを得ず、運転する場合は、作動範囲外に退避し行うこと。
- 第40条 後退りしながらの作業をしてはならない。
- 第41条 パレット上とピット内の作業時は、運転は絶対してはならない。
- 第42条 作業責任者は、高所作業を始める前に作業方法及び手順を指導し、合わせて安全に対する注意事項を徹底し、作業に従事させること。
- 第43条 高所作業における共同作業は、チームワークを良くし、責任者を指名し、その責任者の指揮によって作業すること。
- 第44条 高所作業において物体の落下の恐れがある場合は、落下防止対策を十分に行い立ち入り禁止区域を設け、危険表示を行い注意喚起すること。
- 第45条 高所作業では、工具類の置き方、動かし方に注意し、物を落とさないこと。
- 第46条 高所から物を投下しないこと。
吊り下げ、吊り上げその他、危険な作業を行う時は、通行人のいない場所を選び行う。やむを得ない時は、バリケードし、見張り人をつけて、人を近づけないようにすること。
- 第47条 囲い、手摺などでの安全確保が難しい時は、命綱を使用するなどの処置をすること。命綱及び命綱を取り付けるための箇所は常に点検しておくこと。
- 第48条 足場床を設ける時は、幅 40cm 以上で動いたり倒れたりしないよう番線などで堅固に結束すること。また、15 度以下の勾配で使用する。
- 第49条 機械装置シャッター、落下防止装置、各センサー類の安全装置は原則として機能を停止させてはならない。但し、やむを得ず機能を停止させる場合は、容易に判別できる方法で行い、作業終了後は直ちに機能を回復させること。
- 第50条 運転中の作業は原則として行わないこと。但し、音の確認や試運転等、運転しながらの作業をする場合は、必ず非常停止ボタン（スイッチ）を何時でも作動停止出来る体勢をとっておくこと。
- 第51条 作業後の後片付けは綺麗にすること。可燃、不燃ゴミ等が発生した場合は、ビニール袋に区分けし、指定の場所（管理員様の許可が必要）で処分すること。現場責任者が最終チェックをすること。
- 第52条 敷地内への車両での入退場や、敷地内での車両の移動は原則として前進のみとし、後進は合図者なしでは絶対に行わないこと。

第1節 二酸化炭素消化設備現場作業

- 第53条 作業者に「危険区域」を知らせておくこと。
- 第54条 「危険区域」には、教育を受け指示された者以外立ち入らないこと。
- 第55条 作業者の安全を守るため、制御盤内の消火設備用の切替スイッチを「手動」状態にする。その後、消化設備の閉止弁を「閉止」した後に作業にあたり、作業終了後は閉止弁を「開放」にし、切替スイッチは「自動」に戻すこと。
- 第56条 ガス雰囲気の中で行う作業で防護未装着の場合は、雰囲気濃度 50PPM 以下でなければならない。50PPM 以上（楽に検知でき、かなり強い臭いがする）のガス雰囲気では、必ずエアラインマスクを着用すること。
- 第57条 二酸化炭素の構造システムを熟知し、配管を切断するなどの過ちを起こさないこと。
- 第58条 二酸化炭素放散を行う施設の近くでは、係員から退避の連絡を受けた時、直ちに作業を中止し、風上などの安全な場所に避難すること。また、救急手配及び連絡をすること。更には、現場の立入禁止を行うこと。
- 第59条 体調に異常を感じたら直ちに作業を中止し、安全な場所に出ること。また責任者へ連絡すること。
- 第60条 中毒者が出た場合、救助は空気呼吸器などを着用し、他に応援を求めて監視や連絡を依頼して行うこと。
- 第61条 被災者は空気の良いところに導き、安静にしたうえで酸素を吸入させ、救急手配を待つこと。

第2節 共同作業

- 第62条 2人以上の作業では、作業責任者を定めて作業すること。
- 第63条 作業にあたっては、共同作業者に聞こえるように大きな声を出し、相手からの返事確かめながら作業をすること。
- 第64条 共同作業者は、作業責任者と連絡をとりその指示に従うこと。
- 第65条 2人以上で行う作業では、全員で事前にその作業内容と分担について打ち合わせを行い、確認し合った後に作業に着手すること。
- 第66条 作業責任者は作業全般の状況を把握し、適切な指示と連絡の徹底を図り、作業者全員の安全を確かめること。

第3節 夜間作業

- 第67条 作業責任者は、人員の把握を行うとともに、常々各人の行動を把握すること。
- 第68条 夜間は、特に現場の秩序を守り（特に不審者と間違われぬためにも、名札や作業服・作業帽等を整える。その他身分証明書の携帯）安全の基本に徹すること。
- 第69条 作業場所周囲の照明は十分であること。
- 第70条 他の作業員から見て照明不足のために作業中であることが分かりにくい場合は、手持ち懐中電灯等を照らし、相互に位置が確認できるようにすること。
- 第71条 交代時の申し送りは確実にすること。
- 第72条 作業後の後始末は入念に行うとともに、作業終了報告をすること。

第3章 故障修理（緊急対応）作業

- 第73条 現場に到着したら、直ちに作業に着手することなく、原則として客先管理員様や使用者等に問い合わせ、状況詳細を確認の上作業を開始すること。その際、管理会社（緊急センター含む）や弊社の緊急センター（故障受付）へ現地に到着した旨の連絡をすること。
- 第74条 作業をする場合は、無理は絶対に避けて、必要な場合は応援を求めると。但し、第三者に運転などの応援をさせてはならない。
- 第75条 手動運転操作を必要とする場合は、動かすパレットNo.を確認し「上昇」、「下降」、「横行」スイッチ（ボタン式やタッチパネル式）にて慎重に操作する。その際、何時でも非常停止できる体勢をとっておくこと。作業終了後は元の「自動運転」に戻すこと。
- 第76条 各種安全装置は、原則として機能を停止させて運転させてはならない。但し、やむを得ず機能を停止させて運転する場合は、容易に判別できる方法で行い、作業終了後は直ちに機能を回復させること。

第4章 修理工事作業

- 第77条 現場の修理工事場所には「工事中」の標示(看板)を所定の見やすい場所に掲示するとともに第三者の立入りを防止するための侵入防止措置(標示、カラーコーン、ロープ等)を講ずること。
- 第78条 作業開始前、作業場所に近い危険な箇所を必ず確認し、必要に応じて適切な対策を講ずること。
- 第79条 他業者と同時に作業をする場合は、作業前の各作業内容・工程の相互確認及び作業中の相互連絡を十分に取り、安全上不十分な時は作業を中止すること。
- 第80条 作業を開始する前には、必ず機械器具・工具・保護具・安全設備・工事に使用する材料等を入念に点検手入れしておくこと。
- 第81条 作業は2名以上1組にて行うことを原則とする。
- 第82条 アーク溶接・ウインチ操作等の作業は、特別教育を終了した者が行わなければならない。また、ガス溶接作業はガス溶接技能講習修了者が行わなければならない。
- 第83条 1. 作業電源は決められた場所より引き込み、必ず専用分電盤を設置すること。電動工具・電気器具を使用するときは、必ず感電防止用漏電遮断装置またはアースを設けなければならない。但し、二重絶縁構造のものを除く。
2. 作業灯は、電気の口金に指等が触れない構造とし、電球の破損による危険防止のためガード付きとしなければならない。また作業に支障のない照度を得るよう配置すること。
3. 作業灯の電源は指定のケーブルを使用すること。
- 第84条 アーク溶接機には、必ず自動電撃防止装置を取付けなければならない。
- 第85条 1. 酸素・ガス等の危険物は、有資格者でなければ取り扱ってはならない。
2. 酸素ボンベ等の保管または運搬にあたっては、容器を倒したり、衝撃を加えたり、高温の場所及び長時間直射日光のあたる場所等に置かないこと。
- 第86条 アーク溶接及びガス溶接等火気を使用する場合は、周りに火花・鉄粉を巻き散らすため防火シート等で十分な養生をすること。また、引火物やその他の可燃物にも注意し、火災防止措置を講ずること。
- 第87条 溶接作業を行う場合は、しゃ光面、手袋等溶接用保護具を使用すること。
- 第88条 重量物運搬の作業指揮者は、関係業者と十分に打合せを行い、直接作業に従事することなく、指揮に専念するなど災害防止に万全を期すること。
- 第89条 チェーンブロック・玉掛けロープ・角材等を使用する場合は、異常がないかどうかを点検し、強度を十分に計算に入れて使用すること。また、本作業には有資格者があたること。
- 第90条 はつり・グラインダー(飛散防止措置要)・アンカー穴開け等の作業には、保護眼鏡、防塵マスク等保護具を使用すること。
- 第91条 修理工事中は、立駐機機器の安全装置の未調整のものが多いため、必ず作業責任者の指示に従って作業を行うこと。

第92条 修理工事中は墜落防止のため、車入出庫出口・パレット開口部は、必ず所定の囲い、手すり、覆い等を取り付けなければならない。

第93条 1. 立駐機周りの足場の組立て・解体・変更をする場合は、足場の組立て等作業責任者または作業指揮者の指揮に従わなければならない。
2. 足場は丈夫な構造（ロック装置付、組立材使用）とすること。
3. 作業床は幅を 40cm 以上とし、確実に固定させること。
4. 防網（安全ネット）は、作業パレット下に設けること。

第94条 立駐機周りの足場を撤去した時は、開口部周りに外部より侵入出来ないようにすること。

第5章 特殊作業

第1節 梯子・脚立の使用作業

第95条 滑り止めのない梯子・脚立は使用してはならない。また、脚立は幅固定金具設備のあるものを使用すること。

第96条 梯子は水平面と 60～75 度の角度以内で使用すること。

第97条 梯子・脚立に背を向けて降りないこと。

第98条 2つ以上の梯子をまたいで使ってはならない。

第99条 手に物を持っての昇降はしないこと（3点確保）。

第100条 次のような梯子・脚立は使用しないこと。

1) 変形 2) ひび割れ 3) 著しい腐食により強度のないもの。

第101条 パレットの上では梯子を使用しないこと。

第102条 梯子・脚立の立てかけ使用時は、転倒防止措置を講ずること。また、左右に傾いた状態で使用しないこと。

第103条 梯子・脚立を立てる床は、凹んだりズレたりしていないこと。

第2節 パレット吊り作業

第104条 吊り作業時はパレットの上に乗らないこと。

第105条 吊り作業時はパレットの落下範囲に立ち入らないこと。

第106条 吊り作業時はパレットとワイヤーロープ等で挟まれる位置に手を置かぬこと。

第107条 吊り具は使用前に点検し、不適合のものは使用しないこと。

第108条 パレットを宙吊りにした場合、横引きしないこと。

第109条 吊り荷はチェンブロックの制限荷重を超えて使用してはならない。

第110条 吊り荷が地切りする時、または着地する時、床上 5cm～10cm で一旦停止させ、重心を確認してからでなければ続けてはならない。

第111条 2名以上で吊り作業をする場合は、安全を確かめ合いながら合図すること。

第112条 吊り合図する時は、吊り荷の振れなどにより、挟まれない所に退避すること。

第113条 吊り荷は引き寄せずに押すこと。

第114条 鋭い角には、当て物（ヤワラ）を当てること。

第115条 吊り荷が移動する高さまで、その場を離れないこと。

第116条 長尺物を吊るときは、2点以上を吊り、且つ水平になるように吊ること。

第3節 揚重作業

第117条 重量物の移動や吊り上げ作業は、始業前の点検を十分に行うこと。危険が伴うので、特に安全に注意し、作業場所はよく整理して行うこと。また、本作業には有資格者があたること。

第118条 吊り上げ荷重が 1 トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリック等の玉掛け作業は、玉掛技能講習修了者が行わなければならない。

第119条 吊り上げ荷重が 1 トン未満のクレーン、移動式クレーン、デリック等の玉掛け作業は玉掛特別教育修了者が行わなければならない。

第120条 吊り荷の荷重はよく計算し、ロープ等は法に定められた安全率（ロープ 6 倍以上、チェーン 5 倍以上）をとり、玉掛かロープ及びその末端は絶対に弛まないよう処理しなければならない。

第121条 吊り荷への衝撃は危険であるから絶対に「ショック」等の衝撃を与えないよう注意しなければならない。

第122条 玉掛けロープで荷を吊る場合の吊り角度は原則として 60° 以下とし各ロープへの荷重は均等にかけること。

第123条 吊り荷をガイド中、滑車に巻き込まれるおそれがあるので、吊りロープを直接つかまないこと。

第124条 吊り荷の下に入ったり、吊り荷に乗ってはならない。

第4節 ガス溶接・溶断作業

第125条 作業には、専用工具を使用すること。また、本作業は有資格者が行うこと。

第126条 近くに可燃物、引火物がある場合は、火気を使用しないこと。

第127条 防炎シートで火花を保護するとともに、消火器を用意すること。

第128条 火花による火災の危険性がある箇所では、使用しないこと。

第129条 火を付けたままその場所を離れないこと。

第130条 高所で溶接、溶断作業をするときは、火花受けを用意すること。また監視員をつけること。

第131条 アセチレン、酸素、LPGなどの容器は、次のように取り扱うこと。

1. 口金やホースに油を付着させないこと。
2. 火花の近くに置かないこと。また 40° 以上にしないこと（直射日光など）
3. 弁を急激に開かないこと。また使用後は弁を必ず閉めておくこと。
4. アセチレンの弁は、1.5 回転以上開けないこと。
5. アセチレン、LPG の容器は横に倒して運搬したり、置いたりしないこと。
6. 衝撃を与えないこと。また転落転倒の防止対策を行うこと。
7. アセチレンの使用圧力を 1.5km/cm 以上にしないこと。
8. 圧力計が壊れた状態で使用しないこと。
9. 容器の頂部に所定の標札（扱う者の責任者名を記入）を付けて使用し、使用後は放置しないこと。
10. 酸素、アセチレンなどが漏洩した状態で使用しないこと。また、漏洩調査の為、石鹼水を備え付けておくこと。
11. ゴムホース等は点検整備されたものを使用すること。
12. 溶接中は、保護眼鏡をつけること。

第132条 余熱で火傷したり、火災を起こすこともあるので十分に後始末を行うこと。火気使用は退場 2 時間前に終了し、終了後の確認を必ず行うとともに、退場時はさらに火災発生の危険のないことを再確認すること。

第5節 電気機械器具取り扱い作業

第133条 電気器具は常に絶縁に注意し、漏電による感電を防ぐこと。

第134条 作業前に必ず機器の点検を行い、不良箇所は速やかに修理すること。

第135条 濡れた手などで電気に触れないこと。

第136条 電動機械器具を使用する時は、必ず感電防止用漏電遮断装置または確実にアースをとって使用すること。

第137条 電動機械器具を使用しない時、退場する時は、必ず電源を遮断または電源プラグを抜くこと。

第138条 ヒューズは限定のものを使用すること。

第139条 コンセント等からコードリールやテーブルタップ等を使用する場合は、定格電流に注意し、過大な負荷がかからないようにすること。

第140条 スイッチの前には、開閉操作の妨げになるものは置かないこと。

第141条 移動電灯には、ガードを取付けること。

第142条 修理配線作業を行う時は、まずスイッチを切り、危険標示をしておいて作業に入ること。

第143条 感電した場合の救急処置方法を心得ておくこと。

第144条 作業終了時や停電時は、必ずスイッチを切っておくこと。

第145条 使用後の各種器具は、手入れを行いしめること。